

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」等の一部改正に対していただいた主なご意見と国土交通省の考え方

	いただいたご意見	国土交通省の考え方
運行管理者資格者証の返納命令発令基準関係	○運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合は、直ちに返納命令を発令するものとしているが、運行管理者が業務の都合や病気療養中などやむを得ず点呼が実施できない場合に返納命令を発令するのは、厳しすぎる処分ですので緩和措置を要望します。	病気等による特段の理由がある場合は、返納命令の対象としないこととします。
	○運転者に対する点呼を全く実施していない状態又は処分日車数80日車であり、かつ、運転者に対する点呼を実施している機会が少ない状態の場合に返納命令の対象となるが、どれくらいの間このような状態が続くと返納命令の対象となるのか。	1箇月間とします。
	○処分日車数80日車以上であり、かつ、個別要件を満たす場合に返納命令の対象となるが、軽微な違反が重なればすぐ80日車になってしまう、また、前任者が返納命令を受けていた場合は再違反が適用されてしまうのは重い処分となるので見直しをしていただきたい。	処分日車数80日車は、運行管理者に係る違反を対象としており、80日車を軽微な違反とは考えておりません。なお、再違反の基準は、同一資格者が再度違反した場合にのみ適用されます。
	○悪質な違反や事故については、起こったという事実だけで判断するのではなく、運行管理者の職務怠慢、容認した場合に限り返納としていただきたい。	資格者以外の運転者が起こした悪質違反や事故については、起こったという事実だけでは返納命令の対象としておりません。
	○公布時期を4月下旬、施行時期を5月下旬としているが、全ての事業者に周知するためには、公布から施行までの期間を2ヶ月以上とる必要があるのではないか。	十分な周知期間を設けるため、施行時期を7月1日とします。
輸送の安全確保命令関係	○運行管理者又は整備管理者が選任されていない状態が3ヶ月間継続された場合、許可が取消されてしまうというのは厳しすぎるので緩和措置をお願いしたい。	3箇月間継続された場合、直ちに許可の取消とするものではありません。運行管理者又は整備管理者が選任されていない状態は、輸送の安全が確保されていない状態であると認められます。この場合は、輸送の安全確保命令を発動することとなり、これに従っていただけない場合は再度輸送の安全確保命令を発動します。それでも従っていただけない場合に許可の取消処分となります。
行政処分等の基準関係	○運行管理者による点呼総実施回数が1／3未満の場合、行政処分等の対象となるが、運行管理者の病気等による欠勤の場合は、点呼を1／3以上実施できない場合がある。このような事情を考慮して頂きたい。	事業者の方は、病気等の理由いかんに関わらず運行管理者が不在となった場合、輸送の安全が確保されていない状態となりますので、早急に他の運行管理者を選任する必要があります。ただし、病気等の特段の理由がある場合には、運行管理者資格者証の返納命令の対象とはしないこととします。
	○現在、処分の基準が回数で画一的に決められている。書類の紛失等過失で違反となってしまう確率は台数が多い会社ほど高くなるため、処分の基準も一律に何回とするのではなく、一定の割合での処分、会社の規模に応じた処分に見直して頂きたい。 また、減車を予定しており、12月点検の実施を見合わせる場合がある。このような場合には、処分を行わないで頂きたい。	・自動車の整備不良による事故や環境問題を防止するためには、1台1台の車両が適切に点検整備されていることが重要です。したがって、会社の規模によらず、違反車両数に基づく処分を行うことが適当であると考えます。 ・事業用自動車の定期点検については、安全の確保及び環境の保全の観点から、3月ごとに実施しなければならないとされております。減車が予定されている場合であっても、運行しうる状態にある以上、確実に点検整備を実施する必要があります。